

## 飯山市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 平成25年1月25日（金）午後3時～午後4時

2 場 所 飯山市役所4階 全員協議会室

3 委員の出欠（敬称略、以下同じ）

出席委員 藤澤 高治 出澤 重臣 米持 五郎 小田切 弘人  
藤巻 靖幸 古川 賢一 丸山 榮一 岸田 勉  
松永 晋一 春日 桂子

欠席委員 小野澤 明 丸山 幸吉 高橋 智子 服部 優一  
田中 まゆみ

4 説明等のために会議に出席した職員

民生部長兼市民環境課長 丸山 信一 税務課長 武田 誠  
市民税係長 伊藤 靖行 国保年金係長 小野 幸司  
市民税係 小林 和幸 国保年金係 飯澤 達也

5 傍聴者 2名

6 協議事項 (1) 国民健康保険税の見直しについて  
(2) 国民健康保険税の減額（軽減措置）について  
(3) 答申書（案）について  
(4) 答申書の提出について  
(5) その他

7 会議録署名委員

古川 賢一 委員 米持 五郎 委員

事務局：(開会)

会 長:新しい年を迎えて第3回目の協議会でございますけれどもそれぞれの立場でお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

前回までにいろいろ議論いただいてきたわけでございますけれども、基本的には諮問事項として、1億円程度の増額ということが基本でございます。その中で、前回までの議論の中で応益、応能について 50:50 にできるだけ近づけた線でまとめていきたいということまでご協議いただいているわけでございます。今日はより具体的に 50:50 の割合を少しつめていただいて答申案をまとめるところまでもって行っていただきたいというように思っております。皆さんからも忌憚のないご意見を伺いながら答申案をまとめるところまで今日の審議会でひとつご協議賜ればとそんなふうをお願い申し上げましてごあいさついたします。以上です。

事務局：(出欠の確認)

それでは次第の3番目の会議録署名委員の指名のところから会長のほうでお願いします。

会 長：(古川委員、米持委員を指名)

続いて協議事項に入りたいと思いますが、その前に前回の審議会でお決めいただきました内容につきまして再度確認の意味で事務局から説明をしていただきます。

事務局：(配布資料の確認、資料1、2、3、4、諮問書の写し)

諮問の写しを見ながら、前回の会議の中でお決めいただいたことを再確認ということでお願いをしたいと思います。

1の1億円程度増額することについて、ということにつきましては1億円を前提にお話をしていたということもあり、ご了承いただいたということ。

国民健康保険税における負担区分の見直しについてですが、前回 56:44 のものを基本に検討を進めるということでお話をしていた。

資産税率の見直しについては「現行のまま」、「ちょっと高いので減額したほうがいいのか」というご意見それぞれあり、大幅に下げることが出来ないということで数%の減、もしくは現行というようなかたちで進めていきたいということ。

増額分を医療保険分と後期支援分に配分することについて、2:1での配分ご了承いただいた。

見直しの時期、改定の時期ですが、平成 25 年 4 月 1 日ということということでお決めいただいたかと思っておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

会 長：前回までの確認事項について再度ご確認をしていただきたいと思っております。

それでは国民健康保険税の見直しについての関係で事務局からご説明ください。

事務局:それでは資料1をお願いしたいと思います。第2回協議会で基本としていただきました審議案につきましては一番上の表、①の表に書かせていただいております。医療分と後期分を足して所得割 9.2%、資産割 23.5%、均等割 24,100 円、平等割 25,300 円ということになりましたが、ご協議いただく中で所得割が 9%を超えるものはいかがなものかというご意見、それから資産割についても上がるのはいかがなものかということで現行、もしくは数%の減ということでご意見

をいただきましたので、今回②③④ということで3案整理をさせていただいております。

①を基本に、②につきましては所得割を8.8%、資産割を38%、現行の率としたものです。

③につきましては所得割が8.9%、資産割を現行の38%にしたものです。

④につきましては③と同じく所得割を8.9%としましたが、資産割については若干落としてあります。3%の減で、35%で試算をしてあります。

この計算で、概算になってしまいますが②の場合ですと増加見込額で9,300万ほど、改定率で平均20.2%。③の場合で9,600万ほど、改定率で20.7%。④の場合で9,100万ほど、改定率で19.6%という状況になろうかと思えます。

2ページ以降お願いをしたいと思いますが、これにつきましては現在の税額等比べて、改定後にどのぐらいの金額になるかというものを1ページの①から④までのパターンにあてはめて計算をしてあります。2ページの一番上の例ですと現行の税額1万円、加入については一人で医療分と後期分をお支払いしていただく方で7割の軽減をうけている方ですが、現行10,300円ですが、①、②、③、④の場合それぞれ計算をします。一番下に算出税額というのがありますが、②の場合でいきますと14,700円ということで4,400円の増になります。③、④につきましても所得・資産がありませんので同じような結果になります。

3ページお願いできればと思います。3ページ、一番上のケースですが、2人加入で後期と医療のみで課税の所得金額が少しあり資産割も少しあります。7割軽減で現在5万円の税額の方の場合ですと、②の場合で8,400円の増、④の場合で6,400円の増というような形で、所得割・資産割の影響を若干受けるような形になります。以降同じような見方で見ていただければありがたいのですが、加入者数それから加入区分については、後期・医療と書いてあるものが後期と医療分、それから介護まで書いてあるのが介護も何人か加入している方ということになりますが、それぞれ計算をすると増加額それから増加率、計算してありますのでお願いをしたいと思います。

それから資料2、A3版で大きいものです。今まで出させていただいたものとほぼ同じようなものですが、県下19市の状況を記載してあります。この中で現在の順位があります。飯山市については均等割、平等割が安いということで、最低というか、安いところについては水色をつけてあります。県内で最高のところについては赤色で表示をしてあります。資産割が一番高い状況になっておりますが、左から医療分それから後期高齢者支援分、介護納金分とあり、その次に医療と後期を足したもの、それからそこへ介護を足したものというかたちで左から右へお願いします。真ん中より下段に飯山市を除いた県内の平均を黄緑色で着色してあります。その下ですが案②・③・④とあります。これにつきましては先ほど資料1で説明させていただいた②・③・④にそれぞれ該当するものになっています。その率に改定すると県内で順位がどのぐらいになるかというのがその下に、白い段で記載してあります。例えば②の場合ですと、医療分の所得割が今まで県下で2番目に安かったんですが10番目ぐらいになる。資産割については18のまま。均等割については一番安かったんですが7番ぐらいに。平等割についても3番ぐらいになるというような見方をさせていただくとありがたいんですが、よろしくお願いします。②・③・④ともにそれぞれ資産割を除きまして、安めのところから真ん中より下のほうに落ちるような状況になります。見直しについては以上です。

会長：今、前回の基本案から②③④の三つのパターンでお示しをいただいている訳です。資産割については②③は現行と同じ38%ですか、それで④は35ということで3%減ということで。所得割のほうは②③④とも8.8とそれから③④は8.9。このへんの②③④のパターンでどうかと。そ

のうちのひとつということですが。ただ、これでいきますと②③④が1億を切ってしまうという9,100万円になってしまうというということもございますし、②の場合は9,300万と。このへんは1,000万ぐらいの開きがあってもやむをえないのかなと思います。目標は1億ということなんです。それらを勘案しつつあんまり急激な負担にならないような線で。

9,300万、9,600万、9,100万ということで、どうでしょうね。

委員：この前資産割等で、家持ってるけど収入ないって人も取られちゃうということで、それを軽減してやらなくてはということもありましたけど、持ってない者にとっては負担が増えるわけじゃないんですよ。ただ全体のお金減っちゃうっていうわけなんですよね。

これ結局、所得割のほうでの率は8.8にするか8.9にするかということと、資産ある人の分を減らすかどうかその2点です。それで決まってくるんですね。組み合わせは。

事務局：そうです。この表の組み合わせは。今まで議論をしていただいていて前回概ね基準をこの辺かなと。少し他のケースと状況とか比較をしたりあまり上がりすぎるとか、そういうところでちょっと整理をしてみましようということでもございましたので、今回この三つのパターン②③④というものをださせていただいたわけです。

会長：要は所得割を8.9にするか8.8にするか、それから資産割を38にするか35にするか。その辺でまとめていければと思うんですが。何かご質疑ございますか。

委員：一点ですね。支払い者側というか、被保険者の立場で、基本的なことでちょっと申し訳ないんですが、この前回のものホームページになってるんだよね。それを見た方から、各委員さんのところにいってると思うんだけど、私たちも含めた1億円、2年後に足りなくなるということで、それをみんな保険を払う人たちの方でやっちゃうんですが、どうも県下19市をみると半分ぐらいは法定で定められた一般財源以外に被保険者の税負担を軽減するために法定外の一般財源を突っこんで上がらないようにしてるところが、かなり半分ぐらいある。私たち往々にして今までそんなことは知りようもなかったし、方法は聞かされてなかったけども、ここまで進んできちゃったけども、この3月の議会、最終的には税条例改正になる、この審議会でそういったことになるんですけども、いわゆる支払い者としては多少でも上がる率を、というか額を抑えてもらいたいということが実際の支払い者側からすればある。だからここまできているが、何かいい方向で議会、議会のなかでも行政の立場として出せる範囲とか出せない範囲とかありますからその辺で取りまとめの段階にきて、私としては遡って蹴り返すようになる話なんですけど、そうじゃなくてぜひいわゆる納税者、国保っていうと低所得者層、社会保険とちがってそういう人が多いわけなんで、なるべく上げ幅を県下の中でも急に上げないふうにしてもらうには、市も財政大変だろうけど、多少でも法定外の財源を入れてもらうことが被保険者としていいんじゃないかなあという話あるわけです。1億円上げる上げないっていうところから話始まっているんでちょっと数字的にここへきてどうかなって、時間的にもう、なんかこんなような付帯事項とかいい方法のなかで被保険者の人たちの上げるのを緩和できる方法がなかろうかと思うわけでありまして。

事務局：はい、今、繰り入れのお話がありました。現況でございますけれども、一般会計からの繰り入れ、一般会計というのは通常のいろいろな施策をやっている会計ということですが。

そこから国保の会計の方にお金を移して、国保のほうの会計の収入が増えるということになります。

法定の繰り入れというものがございまして、国保の關係のいろいろな法律で、国保のほうの会計の特殊性ですね、加入されている被保険者の所得の状況ですとか、あるいは高齢の方が高いとか低所得者が高い、それから介護の医療の取入れということで、国民皆保険ということでそういう国保の考え方があるわけでございますけれども。

ひとつの保険という制度の中では経営が厳しい状況にあるということでございまして、そこについては行政から国、県、市等で一定の支援をしないとたないだろうということがありまして、いろんな法律とかで決まっています。例えば、国保の会計をまわす人件費とか事務費的なこと、それから負担を安く、低く抑えるということですね。負担を低く抑えるというのは具体的には後ほども少しご議論いただきますけれども、いわゆる所得が少ない方に決められた税金から7割を減らします、5割減らします、2割減らしますという制度があるということでございまして、その減らす部分について国保の会計の中では厳しいということなので、いわゆる普通の税金から国保のほうに入れていくと。それは市町村もそうですし、県も国もそれぞれ負担をし合っていく、あるいは交付税等で国が措置をするということとして、それが23年度の決算でいきますと、1億2,000万ほど。23年度、一般会計から繰り入れをしたんですが1億円が不足をするということで基金から1億円の取り崩しをしたということでございます。

それから法定外というのは、これはもう考え方ということですので、いわゆる通常の税金から国保の会計のほうにお金を出そうじゃないかということで、それは行政サイドの考え方、それから議会サイドというところで協議をして方向を出して決めていくことになろうかということになります。それについては国保全体でいいますと非常にそういう状況ですので一般的には市町村はやむにやまれず、もうこれ以上国保税上がるということは限界だというようなことでやむにやまれず一般会計から入れる。あるいは赤字の決算をうたざるをえないということを回避するために一般会計からお金を入れる、赤字を出さないように。赤字を出したということは一般的には問題になるということになりますので、そんな配慮もあるのかなというふうに思います。

飯山市の状況でございますが、国保につきましても23年度に1億円の取り崩しをいたしましたので決算の審議会、9月議会でどうなのかというご質問がありました。ご質問の趣旨は国保のほうに簡単に一般会計から繰り入れをするようなことにならないように健全に国保のほうでしっかりやってもらいたいというご質問がひとつございました。

それからもう一方では、法定外の繰り入れをすべきだというご質問もあったということでございまして、現時点では飯山市の姿勢とすれば市長も答弁してはいますが、現時点では国保の体系、客観的な現状の県下におけます国保税の現状等を見ますと、基本的には原則のとおり国保の会計で健全的にやると、法定の繰り入れはしますけれども、法定外の繰り入れというものはしないかたちでいきたいというのが今飯山市の考え方ということでございます。以上です。

会 長：はい、法定の繰り入れは1億2,500万ずつこれからも毎年予定をされているわけですね。

事務局：はい。

会 長：もし、1億という増額であれば多少一般会計の方の期待もこめて9,000万台でとめて、その不足については健康管理の面とかそれから一般会計にも法定外繰り入れみたいなものも期待し

ながら、1億割った線でこの②③④の1億欠けるこの線でまとめて、9,300万にするのか、9,600万にするのか、9,100万にするのか、なおかつ8.8%か35%か8.9にするのかそのへんをひとつまとめてもらいたいんですが。

繰り入れの質問については事務局から話あったように行政のほうでは今のところ法定外については考えてないということです。よろしいですかね。

委員：あの、よく分からないんだけど、例えば法定外であっても税金で、市の税金で補填するという意味と、それからその保険料を上げてそれでというのを考えると、その国保の財政の赤字分を税金を払ってる全市民が負担して助けるのか、国保の人たちがその分出すのかという差ですよ。そういうふうを考えていいんですよ。

事務局：国保だけです。いわゆる被用者保険の方がありますので、そういう方は直接の受益にならないってことですので、そのへんのことは意見としては出てくることかなと。それを首長とすれば乗り越えてなんとか協力してもらってやり繰りをさせてもらいたいってことでやられてるのが一般的だと思います。

委員：だから原則としてはだけどおかしいですよ、それはね。受益者負担とすればね。だから勤めてない人もいるわけだから。国保じゃない人達の税金をそこに投入するっていうのはやはり国保の運営上有っていうけれども感覚としてはその差ですよ。僕はよく分からなかったんだけど。どっちも税金みたいなもんだからいいじゃないかと思ったけどそうじゃないんだよね。これ市民全体でってこと。

会長：社会保険がね。社会保険が赤字になるからじゃあ一般市民から補充して社保の方を補填しましょうというわけにはなかなかいかないんですね。

委員：それと同じになっちゃうよね。それはおかしいと思うんですよ。出来ればそういうことは避けて欲しいと思うし、本当にどうしようもない時はそのへんでうまくやってもらうとかね。足りない分だけは皆に調整してもらうのは必要かもしれないけど、それが主になったら本末転倒だなど。

会長：それでは②③④の関係について皆さんから何かございますか。所得割を8.8にするのか、8.9にするのか、資産割を35にするのか。1億欠けるけれどもそのへんは経営努力をしてもらうという。

ご意見ございませんか。

委員：はい、資産割50:50に近づけるっていう基本的な考え方からいうと、やっぱこの中では、資産割の率を下げたいという要望がずっときてたように思うんですけど。そうすると、少しでも下がる部分の率の方に近づけてもらった方が私はいいんじゃないかと思います。

それともうひとつは、基金があるってことで改定の時期を引き延ばすやりかたになってくると結果的にアップ率が非常に上がっちゃうんだよね。だからそのへんが、これはまあ長い先の話だけど、適正な時期に適正な方向での改定も出していってもらわないと、当座いいからってことで

先送りさせてもらうのはあまりよろしくないのかなと私は思いますが。以上です。

会 長：はい。④の意見ですよね。

委 員：そういうことです。

会 長：④でいきたいと。それでもうひとつはその1億取り崩したらもうあと何千万しか残ってないよと、そういうような基金のあれですぐ値上げしなくてはだめだというようなことでなくて、例えば1億なり1億5,000万なり余裕をもったところで改定の方向付けをしていって欲しいというようなご意見です。

④でいきたいというご提言でございます。皆さんから何か質問ございますか。

資産割が高いから何とかしようという話の中では35%。何かございますか。

委 員：すみませんいいですか。別の話になって申し訳ないんですけど、広域化の話がありますよね。何年後になるか分からないですけど、そういう話になるとこれみんな変わっちゃいますよね。一応広域化って言う話が出てるようですけども、どのぐらい先のことを目標にやろうとしてるかってことを教えてもらいたいということと、あとこれ、どれも9,000万くらいだからいずれも去年の1億5,000万くらい赤字になったって場合はまた足りなくなってきましたよね。基金としては25年で底をついちゃうってことですか。

事務局：はい。広域化の話でございますが。前回もちょっと触れさせていただいたんですけども、今年の国保の法律の改正で27年から今共同でやっております医療費の支払いについてすべての医療費、今は30万を超えるものですが、すべての医療費からやるということと、それについては27年度から施行するということでございます。それに向けて厚生労働省の方では今年県で、県調整交付金というのがありまして県と国のフィールドを少し変えるということをや、県に少し権限を持たせる形、お金も県のほうにやるっていうかたちになったんですが、そういうことで県単位で広域化をどうするかについてひとつの目安として27年度を目標に広域化をどうするかというような動きをしているということでございます、はっきりしたことは申し上げられないのですが、27年というのが実質的に支払いがかなり広域化になりますので、その辺のタイミングがひとつになるのかなということが今のところ想定されるというふうに思います。

それから基金につきましては現在23年度末で3億6,000万ですが、これは第1回目の時にこの見込を出しまして医療費は上がってきている、これは飯山市だけではなくて全県的にも医療費がどんどん上がってきています。被保険者数については飯山市の場合は横ばいですが、その辺のところの見込。それから収入については景気の低迷等、それから離職をされて国保に来る方で非常に低所得の方がいらっしゃるということで国保税の方も下がってきていることとございまして、本年度まだ見込がはっきり、もう少したないと分からないんですけども、多分1億円以上は取り崩しをしないとイケないだろうというふうに思っておりまして、その辺につきましては25年、26年度かそのくらいには改定をしないとすれば底をついてくる形になるかなということで、グラフでは26年度に決算で赤字になりそうだというところで資料の方提出させていただいた経緯があります。

委員：その基金のお金っていうのは広域化するとどういうことになるの。残っていた場合。

事務局：広域化をすると、医療費の支払いについて非常にざっくり言いますと、実績割と保険者割というなかたちの過去の医療費の実績それから保険者数がいくつかということで拠出金をお金を出すというふうにはひとつはします。それは支出としてださなければいけない。プールをしておいて医療費をどんどん払っていく、その医療費の支払いについては今度そのプールしたところからお金をいただくということですね。それが拠出が多くてもらうのが少ないか、拠出が少なくてももらうの多いのかっていうのは団体によっていろいろになる、というふうにしてそのへんの試算を今県でもいろいろ検討したり、どうなりそうだというようなことを検討しながら、また担当の職員等も集まってどういうふうにしてそのへんを調整するかっていうような議論をしているということでごさいます。どういうふうになるのかっていうことについてはまだ分からないというのが現在の状況です。

委員：残しておいてもしょうがないということですね。

事務局：残しておいてと言いますか。そうですね、ただ基金は年によって、例えばインフルエンザがすごい流行ったというふうにしますと医療費の支払いがどんどん増えます。支払いをしなくてはならないけど、もらう方というのは後の精算でかなり遅れてきますので、お金をどこかで工面しなければいけないということで少し蓄えを持っていませんとすぐ赤字決算になってしまうということがあったりとか。

それから国の補助金ですとかいろいろなものについての精算のお金というものが数千万単位で一年か一年半くらい前の、前年度あるいは前々年度のものも精算としてきます。そのお金が千万単位のものもきますので、その精算でどんどん払わなければいけないというようなことが続きますと一気に苦しくなりますので、基金と言うものは経営上といいますか、予算決算で赤字ということをお考えますと少し常に基金と言うものを持っていませんと一気に赤字決算ということにもなるという、ちょっとリスクといいますか、そういう構造上の課題といいますか問題があるということでごさいます。

委員：それは現状の制度でしょ。

事務局：はいそうです。

委員：だけど広域化になったらまたこれ変わっちゃうんでしょ。

事務局：広域化については保険者が県になるっていう広域化もあるんですけども、それについてはどうなるかっていうのはまだ決まっていないということです。市町村が保険者をやりながら実質の支払いだけすべての医療費、というのが27年度でやります、ということが決まっていますので、その辺のところはちょっとはっきり決まっていってことで具体的にちょっとどうなるかってことはまだ分からない状況ですね。なんとも申し上げようがないっていうのが申し訳ないんですけども。

委員：それじゃあ今のその基金のあるのを利用しながら我々飯山市としては新しく保険料決めてそれを継続していかないと非常に厳しいと。

事務局：はい、厳しいと思っています。

会長：はい、よろしいですか。それでは今④でどうでしょうかという提案ですが。

委員：この間も申し上げたんですが、大きなA3の資料でみてですね、県平均それから近隣の中野市、それからまあ状況がちょっと似たようなところで大町市ですとかね、そういうのと比較しても資産割が飯山市突出しているというのがありますので、それだけちょっと資産の方たちは負担が重いという気持ちでいらっしゃると思うんですね。それからやはりこれはまだ所得のほうがまだ理屈には合うんだけど、資産って言うと森林だつてとられて、あるだけで持っていつちやうつというそういうのがあるのでやはりそれは近づけて少しでも、まあ急にいなくても。やってもそんなに下がらないんですよ。でも気持ちだけでも。方向性っていうのはやっぱり少なくともこの近隣の市町村にどこ行っても同じくらいな負担っていうのが本当だと思います。そういうことで④番でやったらいかがかなと思います。

会長：はい、これ9,100万円という線になるけどもこのへん事務局はどうでしょうかね。この④のパターンで。1億と言う線から。

事務局：はい、諮問のほうは概ね1億円あるいは1億円程度ということでお願いをしております。三つを比較してみますと一番低いのが9,100万、一番多いのは9,600万でございますので、まあ500万円の差っていうことでございます。一年間に500万円の差っていうことでございますので、まあ500万つていえば500万なんですけども大きく影響するとは特には思っておりませんので、9,100万のところでもまた別の努力をできるだけして、ご負担はどうしてもしていただかなきゃいけないんですけれども、事務局の方としては。

会長：受益者負担を出来るだけ少なくするというで④の案でいかがですかね。9,100万ということで。まあ900万ばか少ないけども。それだけ受益者の方助かるのかなと。④でいきますかね。よろしいですかね。④で決めさせていただいていいですか。

委員全員：拍手

会長：じゃあお願いしたいと思います。確認します。④でお願いします。

一応④の線でいきたいということで、審議会のほうはまとまりましたので、所得割8.9、資産割35、均等割2,410円、平等割25,300円、この線で答申案をまとめたいと思います。

続いて軽減措置、7割とかいろいろ軽減措置があるようでございますがその点についても事務局からですね、説明して下さい。

事務局：(資料3により軽減(7割軽減、5割軽減、2割軽減)について説明)

引き続き軽減をお願いしたい。

会 長：はい、軽減の7割、5割、2割については現行の条例に基づいて軽減措置をするということ  
でよろしいですか。

何か質疑ございますか。

(質疑なし)

現行どおり軽減していただくということよろしいですか。7割、5割、2割でお願いします。

委員全員：はい。

会 長：それでは答申案についてまとめたいと思います。答申案について事務局から提示して下さい。

事務局：様式については資料4でお示したところですが、今配布させていただきますのでお願  
いします。

会 長：それでは説明して下さい。

事務局：今お配りさせていただいたのが④ということでお決めいただいた内容のものになります。事  
務局で文章を書かせていただいたんですが、ご審議いただく中で修正それから追加等のご指示を  
いただければと思いますのでよろしくお願います。

まず1枚目、課税額について答申ということで、慎重に審議をおこなった結果次のとおり答申  
する。というかたちで1番の1億円程度増額することについてですが、これにつきましては1億  
円程度増額することはやむをえないが県内他市との均衡に配慮されたい、と記載させていただ  
きたいと思っています。それから国民健康保険税の負担区分の見直しについてですが、先ほど資料  
2のところ、県の平均という欄がありましたが、ここで医療と後期の平均が応能割合で56%  
でしたので、それを目途とするようなかたちで答申をお願いしたいと思っております。56%程  
度まで引き下げることを目途とされたい、ということをお願いをしたいと思っております。

3の国民健康保険税における資産割税率の見直しについてということで、先ほど3%減の案を  
採択いただきましたので、県内他市との均衡から引き下げとするが財源の安定的確保の必要性を  
考慮し今回は3%程度の小幅な減額とされたいと答申をお願いしたいと思っております。それか  
ら増額分を医療保険分および後期支援分へ配分することについて、につきましてはこれにつ  
いては2：1を基本に配分することとされたいと答申お願いしたいと思っております。見直しの時期  
ですが平成25年4月1日とされたいということをお願いしたいと思っております。

それから6番の付記というかたちでお願いをしたいと思っておりますが、上記の1、2、3、4より  
医療保険分・後期高齢者分に係るそれぞれの税率・額については別紙に記載の率および額が適  
当と考えられるということで2枚目になりますが、先ほどご協議いただきました税率をそれぞれ記  
載し、今回介護分についての改定はありませんが、併せて表記をしまして答申をお願いしたい  
と思っております。

(2)として、先ほどご協議いただきました軽減を引き続き行うということで、低所得者への

負担軽減に配慮こととされたいと記載をさせていただければと思います。

よろしくご審議お願いします。

会 長：はい。今答申案をお示しいたしましたが、資料1の④の関係でこういうふうにまとめさせていただきます。軽減措置については引き続き軽減を図る。それから医療保険、後期高齢者分の関係についても別紙の率でお願いをしたいと。

何か質疑ございますか。この答申案で決定してよろしいですかね。質疑なければこれに決めさせていただきますが。よろしいですか。はい、異議なしとみとめます。

ではこの答申案に決定。成案とします。

はい、次に事務局からなにかありますか。

事務局：はい、(4)お願いします。

会 長：答申の時期について。

(以下のとおり決定)

日 時 平成25年1月30日(水) 午前9時

場 所 飯山市役所3階応接室

出席者 岸田会長、小野沢職務代理

会 長：小野沢職務代理さんと私と9時からこの答申書を市長さんに渡したいと思いますが、よろしいですかね。そんなことでお願いします。

その他何か皆さんからございますか。なければ以上で終わりたいと思いますが。

事務局：(閉会)

(終了午後4時)